



新潟県



発行 新潟県

号外 1

平成30年9月1日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 948 新潟海区における区画漁業権及び定置漁業権の免許(水産課)
- 949 佐渡海区における区画漁業権及び定置漁業権の免許(水産課)
- 950 許可をすべき皆伐面積の限度(治山課)

新潟海区漁業調整委員会指示

- 1 新潟海区における定置漁業の保護区域の指示(新潟海区漁業調整委員会)

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 2 佐渡海区における定置漁業の保護区域の指示(佐渡海区漁業調整委員会)

告 示

◎新潟県告示第948号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、新潟海区における区画漁業権及び定置漁業権を次のとおり免許した。

平成30年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区画漁業権

免許の存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新 区 第1号	新 区 第1号	岩船郡粟島浦村84番地乙 粟島浦漁業協同組合	平成30年5月25日新潟 県告示第610号公示内 容のとおり	—
新 区 第2号	新 区 第2号	同 上	同 上	—
新 区 第3号	新 区 第3号	上越市大字黒井2912番地 上越市漁業協同組合	同 上	—
新 区 第4号	新 区 第4号	上越市名立区名立小泊1563番地1 名立漁業協同組合	同 上	—
新 区 第5号	新 区 第5号	糸魚川市大字市振903番地 青海町漁業協同組合	同 上	—

2 定置漁業権

免許の存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新 定 第1号	新 定 第1号	岩船郡粟島浦村123番地 1 有限会社粟島定置	平成30年 5 月25日新潟 県告示第610号公示内 容のとおり	—
新 定 第2号	新 定 第2号	同 上	同 上	—
新 定 第3号	新 定 第3号	同 上	同 上	—
新 定 第4号	新 定 第4号	糸魚川市大字田伏703番地18 芹澤通雄ほか3人(糸魚川定置網組合)	同 上	—
新 定 第5号	新 定 第5号	糸魚川市大字外波186番地11 松本要ほか3人(市振定置網組合)	同 上	—
新 定 第6号	新 定 第6号	糸魚川市大字市振873番地 5 大巻信浩ほか3人(市振定置網組合)	同 上	—

◎新潟県告示第949号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、佐渡海区における区画漁業権及び定置漁業権を次のとおり免許した。

平成30年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区画漁業権

免許の存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
佐 区 第1号	佐 区 第1号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	平成30年5月25日新潟 県告示第611号公示内 容のとおり	—
佐 区 第2号	佐 区 第2号	同 上	同 上	—
佐 区 第3号	佐 区 第3号	同 上	同 上	—
佐 区 第5号	佐 区 第5号	佐渡市姫津306番地1 姫津漁業協同組合	同 上	—
佐 区 第6号	佐 区 第6号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	同 上	—
佐 区 第7号	佐 区 第7号	同 上	同 上	—
佐 区 第9号	佐 区 第9号	同 上	同 上	—
佐 区 第10号	佐 区 第10号	同 上	同 上	—
佐 区 第11号	佐 区 第11号	同 上	同 上	—
佐 区 第12号	佐 区 第12号	同 上	同 上	—
佐 区 第13号	佐 区 第13号	同 上	同 上	—
佐 区 第14号	佐 区 第14号	同 上	同 上	—
佐 区 第15号	佐 区 第15号	同 上	同 上	—
佐 区 第16号	佐 区 第16号	同 上	同 上	—
佐 区 第17号	佐 区 第17号	同 上	同 上	—
佐 区 第18号	佐 区 第18号	同 上	同 上	—

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
佐区第19号	佐区第19号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	平成30年5月25日新潟県告示第611号公示内容のとおり	—
佐区第20号	佐区第20号	佐渡市水津898番地 水津漁業協同組合	同 上	—
佐区第21号	佐区第21号	同 上	同 上	—
佐区第22号	佐区第22号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	同 上	—
佐区第23号	佐区第23号	佐渡市両津夷260番地82 加茂湖漁業協同組合	同 上	—
佐区第24号	佐区第24号	同 上	同 上	—
佐区第25号	佐区第25号	佐渡市両津夷98番地90 佐渡漁業協同組合	同 上	—
佐区第26号	佐区第26号	佐渡市両津夷98番地60 羽吉浜漁業協同組合	同 上	—
佐区第27号	佐区第27号	佐渡市両津夷269番地13 内浦漁業協同組合	同 上	—
佐区第28号	佐区第28号	同 上	同 上	—
佐区第29号	佐区第29号	同 上	同 上	—
佐区第30号	佐区第30号	佐渡市両津夷98番地18 内海府漁業協同組合	同 上	—

2 定置漁業権

免許の存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
佐定第1号	佐定第1号	佐渡市市野沢115番地1 越前水産株式会社	平成30年5月25日新潟県告示第611号公示内容のとおり	—
佐定第2号	佐定第2号	同 上	同 上	—
佐定第3号	佐定第3号	同 上	同 上	—
佐定第4号	佐定第4号	同 上	同 上	—

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
佐 定 第5号	佐 定 第5号	佐渡市市野沢115番地1 越前水産株式会社	平成30年5月25日新潟 県告示第611号公示内 容のとおり	—
佐 定 第6号	佐 定 第6号	佐渡市窪田943番地 岩崎賢輝ほか3人(稲鯨定置組合)	同 上	二股岩沖側中心点と同点から181度00分350メー トルの点(イソのエグリ)との間は船通しとすること。
佐 定 第7号	佐 定 第7号	同 上	同 上	—
佐 定 第8号	佐 定 第8号	佐渡市真野大川224番地第1吉岡住宅3号 石見孝幸	同 上	—
佐 定 第9号	佐 定 第9号	同 上	同 上	—
佐 定 第10号	佐 定 第10号	佐渡市江積30番地 石塚秀一(江積水産組合)	同 上	—
佐 定 第11号	佐 定 第11号	同 上	同 上	—
佐 定 第12号	佐 定 第12号	佐渡市琴浦229番地 中川正行ほか2人(小木町大謀網組合)	同 上	—
佐 定 第13号	佐 定 第13号	同 上	同 上	—
佐 定 第14号	佐 定 第14号	佐渡市大杉234番地 佐々木文雄(新保定置組合)	同 上	—
佐 定 第15号	佐 定 第15号	佐渡市和木327番地 石塚林二郎ほか8人(加茂水産定置網組 合)	同 上	—
佐 定 第16号	佐 定 第16号	同 上	同 上	—
佐 定 第17号	佐 定 第17号	佐渡市和木327番地 石塚林二郎ほか5人(丸内定置網組合)	同 上	—
佐 定 第18号	佐 定 第18号	同 上	同 上	—
佐 定 第19号	佐 定 第19号	佐渡市両津夷98番地18 内海府漁業生産組合	同 上	—
佐 定 第20号	佐 定 第20号	同 上	同 上	—
佐 定 第21号	佐 定 第21号	同 上	同 上	—

◎新潟県告示第950号

平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成30年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	188.20
〃	土砂流出防備	202.65
三面川	水源かん養	695.32
〃	土砂流出防備	190.45
村上市(旧村上市)	干害防備	0.94
〃	保健	0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備	3.46
〃	保健	9.80
荒川	水源かん養	287.95
〃	土砂流出防備	44.34
関川村	干害防備	0.40
阿賀野川	水源かん養	1111.27
〃	土砂流出防備	585.92
阿賀町(旧鹿瀬町)	干害防備	0.24
〃	保健	9.00
阿賀町(旧上川村)	干害防備	0.36
阿賀町(旧三川村)	干害防備	0.38
胎内川	水源かん養	88.96
〃	土砂流出防備	74.36
胎内市(旧中条町)	飛砂防備	1.62
〃(旧黒川村)	干害防備	0.12
加治川	水源かん養	349.12
〃	土砂流出防備	126.70
新発田市(旧新発田市)	干害防備	1.04
早出川	水源かん養	232.00
〃	土砂流出防備	57.00
新潟市(旧新津市)	干害防備	1.20
西川	水源かん養	16.14
〃	土砂流出防備	2.26
五泉市(旧五泉市)	保健	0.98
五十嵐川	水源かん養	256.56
〃	土砂流出防備	219.74
刈谷田川	水源かん養	116.94
〃	土砂流出防備	82.80
信濃川中流	水源かん養	39.64
〃	土砂流出防備	101.28
鯖石川	水源かん養	181.14
〃	土砂流出防備	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干害防備	1.12
破間川	水源かん養	587.60
〃	土砂流出防備	756.74
北ノ又川	水源かん養	397.82
〃	土砂流出防備	180.36
魚野川	水源かん養	567.68

魚 野 川	土砂流出防備	〃	951.56
信濃川上流	水源かん養	〃	312.89
〃	土砂流出防備	〃	222.80
魚沼市(旧広神村)	干 害 防 備	〃	2.18
保倉川～洪海川上流	水源かん養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	98.00
越 道 川	水源かん養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76
上越市(旧柿崎町)	干 害 防 備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保 健	〃	2.38
関 川	水源かん養	〃	350.50
〃	土砂流出防備	〃	219.32
妙高市(旧妙高村)	防 風	〃	4.04
上越市(旧板倉町)	干 害 防 備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干 害 防 備	〃	1.60
能 生 川	水源かん養	〃	266.24
〃	土砂流出防備	〃	140.88
早川～青海川	水源かん養	〃	945.10
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上 路 川	土砂流出防備	〃	95.54
大 佐 渡	水源かん養	〃	549.08
〃	土砂流出防備	〃	336.16
小 佐 渡	水源かん養	〃	312.38
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干 害 防 備	〃	1.66

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

新潟海区における定置漁業の保護区域について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成30年9月1日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次に掲げる定置漁業の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁(水産動植物を採捕する行為をいう。)を行い、又は当該漁業の魚道をしゃ断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

免許 番号	漁場の位置	漁業の名称	漁業時期	保護区域(メートル)			摘要	端口	漁業権者
				左側	右側	沖合			
新 定 第1号	岩船郡粟島浦村地先	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,000	1,000	800	1階網	両口	有限会社 粟島定置
新 定 第2号	岩船郡粟島浦村地先	たい定置漁業	4月1日から 9月30日まで	1,000	1,000	800	1階網	両口	有限会社 粟島定置
新 定 第3号	岩船郡粟島浦村地先	たい定置漁業	4月1日から 9月30日まで	1,000	1,000	800	1階網	両口	有限会社 粟島定置
新 定 第4号	糸魚川市大字梶屋敷 及び大字田伏地先	あじ、さば、ぶり、い わし定置漁業	1月1日から 12月31日まで	100	150	100	1階網	両口	芹澤道雄ほか3人 (糸魚川定置組合)
新 定 第5号	糸魚川市大字歌地先	あじ、さば、ぶり定 置漁業	1月1日から 12月31日まで	150	150	100	1階網	両口	松本要ほか3人 (市振定置網組合)
新 定 第6号	糸魚川市大字市振地先	あじ、さば、ぶり定 置漁業	1月1日から 12月31日まで	150	150	100	1階網	両口	大巻信浩ほか3人 (市振定置網組合)

指示の有効期間

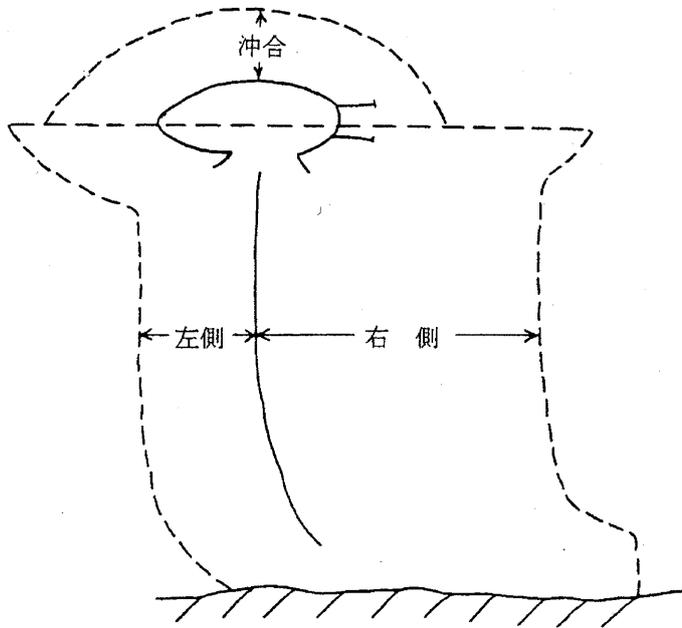
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

保護区域のとりかた

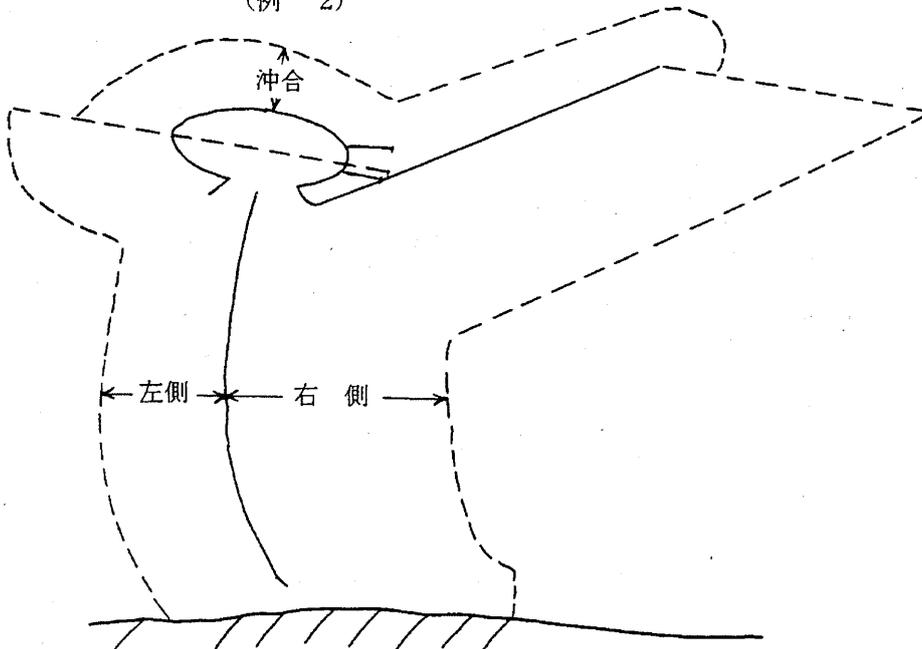
- 1 保護区域の左側、右側とは、磯垣網を基準として陸岸より海面に向かってそれぞれの方向を示し、網なりに所定距離をとる。
- 2 沖合とは、台と矢引を結ぶ直線（沖矢引と磯矢引を有する場合は、台から両矢引の中間を通る線）から沖側（沖垣網を有する場合は、沖垣網の沖側）を示し、網なりに所定距離をとる。

(例 1)



定置漁業保護区域略図

(例 2)



佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成30年 9 月 1 日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

次に掲げる定置漁業の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁（水産動植物を採捕する行為をいう。）を行い、又は当該漁業の魚道をしゃ断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

免許番号	漁場の位置	漁業の名称	漁業時期	保護区域(メートル)			摘要	端口	漁業権者
				左側	右側	沖合			
佐 定 第1号	佐渡市石名地先	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	—	2階網	両口	越前水産株式会社
佐 定 第2号	佐渡市石名地先	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第3号	佐渡市達者地先	ぶり定置漁業	3月1日から 10月31日まで	1,500	700	—	2階網	両口	越前水産株式会社
佐 定 第4号	佐渡市達者地先	ぶり定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第5号	佐渡市小川地先	たい、ぶり定置漁業	9月1日から 翌年 8月31日まで	1,500	700	500	1階網	両口	越前水産株式会社
佐 定 第6号	佐渡市米郷地先	ぶり定置漁業	3月1日から 11月30日まで	1,500	700	—	2階網	両口	岩崎賢輝ほか3人 (稲鯨定置組合)
佐 定 第7号	佐渡市米郷地先	ぶり定置漁業	3月1日から 11月30日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第8号	佐渡市田切須地先	ぶり定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	—	2階網	両口	石見孝幸
佐 定 第9号	佐渡市田切須地先	ぶり定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第10号	佐渡市江積地先	たい、ぶり定置漁業	3月1日から 12月31日まで	1,500	700	—	2階網	両口	石塚秀一ほか4人 (江積水産組合)
佐 定 第11号	佐渡市江積地先	たい、ぶり定置漁業	3月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第12号	佐渡市琴浦地先	ぶり定置漁業	3月1日から 12月31日まで	700	1,500	—	2階網	両口	中川正行ほか2人 (小木町大謀網組合)
佐 定 第13号	佐渡市琴浦地先	たい、ぶり定置漁業	3月1日から 11月30日まで	700	1,500	500		両口	
佐 定 第14号	佐渡市南新保地先	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで	700	1,500	500	1階網	両口	佐々木文雄ほか6人 (新保定置組合)
佐 定 第15号	佐渡市椿地先	あじ、いか定置漁業	9月1日から 翌年 8月31日まで	300	2,000	500	1階網	片口 (右)	石塚林二郎ほか8人 (加茂水産定置網組合)
佐 定 第16号	佐渡市白瀬地先	ぶり定置漁業	9月1日から 翌年 8月31日まで	500	2,000	500	1階網	片口 (右)	石塚林二郎ほか8人 (加茂水産定置網組合)

佐定 第17号	佐渡市和木地先	ぶり、まぐろ定置漁業	9月1日から 翌年 8月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	石塚林二郎ほか5人 (丸内定置網組合)
佐定 第18号	佐渡市平松地先	いか、さば定置漁業	9月1日から 翌年 8月31日まで	500	1,000	500	1階網	両口	石塚林二郎ほか5人 (丸内定置網組合)
佐定 第19号	佐渡市黒姫地先	ぶり、さば定置漁業	9月1日から 翌年 8月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	内海府漁業生産組合
佐定 第20号	佐渡市北小浦地先	ぶり定置漁業	9月1日から 翌年 8月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	内海府漁業生産組合
佐定 第21号	佐渡市鷺崎地先	ぶり、さば定置漁業	9月1日から 翌年 8月31日まで	500	2,000	500	1階網	片口 (右)	内海府漁業生産組合

指示の有効期間

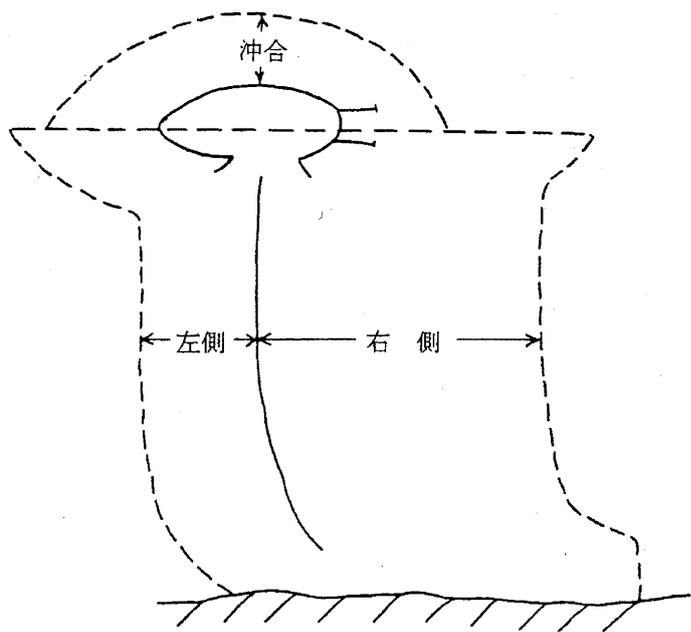
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

保護区域のとりかた

- 1 保護区域の左側、右側とは、磯垣網を基準として陸岸より海面に向かってそれぞれの方向を示し、網なりに所定距離をとる。
- 2 沖合とは、台と矢引を結ぶ直線（沖矢引と磯矢引を有する場合は、台から両矢引の間を通る線）から沖側（沖垣網を有する場合は、沖垣網の沖側）を示し、網なりに所定距離をとる。

(例 1)



定置漁業保護区域略図

(例 2)

